

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 3 日

公益社団法人
全日本不動産協会兵庫県本部 御中

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課長

兵庫県改正受動喫煙防止条例の全面施行について

平素は、受動喫煙防止対策の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

兵庫県では、国の健康増進法の改正等を踏まえ、特に 20 歳未満の方や妊婦の方を受動喫煙の害から守るため、「受動喫煙の防止等に関する条例」を改正しました。

本格施行される令和 2 年 4 月 1 日以降、建物内では、原則禁煙となるほか、兵庫県内では、改正条例に盛り込まれた下記の独自項目等についても、取組を進めていただく必要があります。

記

- 1 建物や飲食店など、人が相互に近接する利用が想定される施設の入口付近等では、吸い殻入れ等を設置しないでください。
- 2 喫煙所設置区域には、20 歳未満の者に加え、妊婦も立ち入らせないでください。
- 3 施設内等に飲食施設があり、禁煙にする場合は、施設入口等に必ず「禁煙」の表示を行ってください。
- 4 加熱式たばこについては、紙巻きたばこと同様の取扱いとします。
(指定たばこ専用喫煙室の設置はできません)
- 5 建物内に喫煙室を設置する場合は、国が定めた要件や基準を遵守いただくとともに、たばこの煙は必ず直接屋外へ排気してください。

つきましては、これらの改正内容を記載した改正条例啓発リーフレット等の啓発資材を送付しますので、兵庫県内の貴会員に周知いただき、受動喫煙防止に向けたご協力をお願いいたします。

- 1 送付資料
 - ・兵庫県「受動喫煙の防止等に関する改正条例」啓発リーフレット
 - ・喫煙環境表示ステッカー
- 2 その他
追加送付が必要な場合や不明な点があれば下記担当までご連絡ください。

【担当】 受動喫煙対策班 廣田、松田
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL 078-362-9111
FAX 078-362-3913
E-mail kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp